自動車道事業の保安上の供用制限

自 道 第 3 8 号 建設省神道有発第5号 昭和45年3月27日認可

当公社一般自動車道逗葉新道を通行する自動車についての保安上の供用制限は次による。

- 1 自動車(人が乗車し又は貨物が積載される場合にあっては、その状態)の長さ、幅、高さ、重量及び速度
- (1) 長さ12. 0メートル以下 (2) 幅2. 5メートル以下
- (3) 高さ3.8メートル以下 (4) 重量20.0トン以下
- (5)速度
 - ア 逗子市沼間5丁目768番から逗子市沼間5丁目767番まで
 - 40.0キロメートル/時以下
 - イ 逗子市沼間5丁目767番から三浦郡葉山町長柄字上ノ山1,796番2
 - 60. 0キロメートル/時以下
- 2 キャタピラを有する自動車等の通行禁止

キャタピラを有する自動車、その他自動車道を損壊するおそれのある構造装置を有する 自動車は通行を禁止する。

3 途中折返し当の等禁止

自動車道の使用者は、事故、故障その他やむを得ない事由のある場合のほか、自動車道 の途中において折返し、停車又は駐車をすることを禁止する。